

大分県報

令和二年
第一二六号
七月二十八日

（火曜日）

目次

告示

瀬戸内海環境保全特別措置法による特定施設の変更許可申請	一
土地改良区の定款変更認可（六件）	六
森林整備工事入札参加資格審査規程の一部改正	六
道路区域の変更（二件）	七
清算人の退任	七

告示

大分県告示第四百二十六号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第百十号）第八条第一項の規定により、次のとおり特定施設の構造等の変更の許可申請があった。

なお、次のとおり当該特定施設の構造等を変更することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を縦覧に供する。

令和二年七月二十八日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 申請の概要

1 申請者の住所及び名称並びにその代表者の氏名

中津市三光土田字平原五百二十五―一

熊谷・西武・大豊特定建設工事共同企業体

所長 徳 永 英 人

2 特定事業場の所在地及び名称

中津市本耶馬溪町下屋形地先

3 特定施設の種類
熊谷・西武・大豊特定建設工事共同企業体三光第三トンネル作業所

4 変更しようとする事項の内容
水質汚濁防止法施行令（昭和四十六年政令第百八十八号）別表第一第五十五号 シンクリート製造業の用に供するバッチャープラント

5 汚水等の処理の方法
特定施設から排出される汚水又は廃液の処理方法及び排出水の量

抽出物 質含有量	ノルマルヘキサン 含有量	窒素含有量	浮遊物質 含有量	汚染状態 の値	汚水の 等の 汚染			項目	汚水等の一日当たりの量		使用の季節的 変動	一日当たりの使用時間	使用時間 間隔	使用開始 予定年月日	工事完成 予定年月日	主 要 寸 法	構造	能力	処理 方式	種類	区分			
					生物化学的 酸素要求量	化学的酸素 要求量	水素イオン 濃度		単位	単位														
					mg/l	mg/l	mg/l		mg/l	mg/l												mg/l	m ³ /日	単位
一未満	一・五	一〇	一、五〇〇	一〇	一〇	一一	処理前	通常 の値	三六七	処理前	通常 の値	なし	二四時間	連続	既設	既設	既設	縦九m × 横二m × 高さ四・三m	鋼板製	五〇m ³ /時	炭酸ガスによる中和及び造粒沈殿・砂ろ過方式	濁水処理設備	変更前	
一未満	〇・四	二	五	三・五	三・五	五・八 ⁵ 八・六	処理後	最大 の値	三六七	処理後	最大 の値													
二	二	一五	二、〇〇〇	一五	一五	一一	処理前	最大 の値	五七〇	処理前	最大 の値													
二	〇・六	四	七	五	五	五・八 ⁵ 八・六	処理後	最大 の値	五七〇	処理後	最大 の値													
一未満	一・五	一〇	一、五〇〇	一〇	一〇	一一	処理前	通常 の値	九六〇	処理前	通常 の値	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	
一未満	〇・四	二	五	三・五	三・五	五・八 ⁵ 八・六	処理後	最大 の値	九六〇	処理後	最大 の値													
二	二	一五	二、〇〇〇	一五	一五	一一	処理前	最大 の値	一、二〇〇	処理前	最大 の値													
二	〇・六	四	七	五	五	五・八 ⁵ 八・六	処理後	最大 の値	一、二〇〇	処理後	最大 の値													

令和二年七月二十八日

大分県報(告示)

項目	一日当たりの排出水量		排水口名	区分
	単位	値		
水素イオン濃度	mg/l	五・八〇八・六	No.1	変更前
生物化学的酸素要求量	mg/l	三・五		
化学的酸素要求量	mg/l	三・五		変更後
浮遊物質	mg/l	五		
窒素含有量	mg/l	二	同上	変更前
りん含有量	mg/l	〇・四		
ホルマルヘキサン抽出物質含有量	mg/l	一未満		変更後
		二		

二 事前評価に関する書面の縦覧期間及び縦覧場所

1 縦覧期間

令和二年七月二十八日から同年八月十八日まで

2 縦覧場所

大分県生活環境部環境保全課及び中津市役所

<p>大分県告示第四百二十七号</p> <p>土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第三十条第二項の規定により、次の土地改良区の定款変更を認可した。</p> <p>令和二年七月二十八日</p>		<p>大分県知事 広 瀬 勝 貞</p>	
土地改良区名	所在地	認可年月日	
日田市土地改良区	日田市	令二・七・一五	
<p>大分県告示第四百二十八号</p> <p>土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第三十条第二項の規定により、次の土地改良区の定款変更を認可した。</p> <p>令和二年七月二十八日</p>		<p>大分県知事 広 瀬 勝 貞</p>	
土地改良区名	所在地	認可年月日	
真玉町土地改良区	豊後高田市	令二・七・一五	
<p>大分県告示第四百二十九号</p> <p>土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第三十条第二項の規定により、次の土地改良区の定款変更を認可した。</p> <p>令和二年七月二十八日</p>		<p>大分県知事 広 瀬 勝 貞</p>	
土地改良区名	所在地	認可年月日	
安心院土地改良区	宇佐市	令二・七・一五	
<p>大分県告示第四百三十号</p> <p>土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第三十条第二項の規定により、次の土地改良区の定款変更を認可した。</p> <p>令和二年七月二十八日</p>			
<p>大分県告示第四百三十一号</p> <p>土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第三十条第二項の規定により、次の土地改良区の定款変更を認可した。</p> <p>令和二年七月二十八日</p>			
土地改良区名	所在地	認可年月日	
三重町土地改良区	豊後大野市	令二・七・一五	
<p>大分県告示第四百三十二号</p> <p>土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第三十条第二項の規定により、次の土地改良区の定款変更を認可した。</p> <p>令和二年七月二十八日</p>			
土地改良区名	所在地	認可年月日	
西原土地改良区	豊後大野市	令二・七・一五	
<p>大分県告示第四百三十三号</p> <p>森林整備工事入札参加資格審査規程(平成二十一年大分県告示第三百三十一号)の一部を次のように改正する。</p> <p>令和二年七月二十八日</p>			
土地改良区名	所在地	認可年月日	
長谷緒土地改良区	豊後大野市	令二・七・一五	
<p>附則</p> <p>第三条第四号中「及び第八号の二」を削る。</p> <p>この告示は、令和二年八月一日から施行する。</p>			
<p>大分県知事 広 瀬 勝 貞</p>			

大分県告示第四百三十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、令和二年七月二十八日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。

令和二年七月二十八日

大分県知事 広瀬勝貞

道路の種類及び路線名	区間	区域変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
一般国道五〇二号	白杵市野津町大字西畑字八所四九四二番一地区内	前	一七・〇 メートル 九・〇	九〇・〇 メートル	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をい
		後	三三・〇 三三・〇 三一・〇	六五・五	
県道野津字目線	白杵市野津町大字清水原字川原二四五番一地区から白杵市野津町大字岩屋字七ツ井一二八九番一まで	前	二一・〇 五・五	一、五九八・〇	同上
		後	六七・〇 九・〇	二、〇六〇・〇	
同上	白杵市野津町大字落谷字新道二〇六〇番四から白杵市野津町大字岩屋字七ツ井一二八九番一まで	前	六七・〇 九・〇	二、〇六〇・〇	同上
		後	六七・〇 九・〇	二、〇六〇・〇	

大分県告示第四百三十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、令和二年七月二十八日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。

令和二年七月二十八日

大分県知事 広瀬勝貞

道路の種類及び路線名	区間	区域変更前後別	敷地の幅員	延長
県道宇佐本耶馬溪線	宇佐市大字江須賀字水月九三三番地内	前	三一・三 三一・二	八・六 メートル
		後	五三・六 三六・〇	八・六

○公 告

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第六十八条第四項において準用する同法第十八条第十七項の規定により、清算法人下来土地改良区（豊後高田市）から、退任した清算人の氏名及び住所について次のとおり届出があった。

令和二年七月二十八日

大分県知事 広瀬勝貞

氏名	住所
安東正洋	豊後高田市来縄三一九三番地
安部守	来縄一二二五番地
安東正博	来縄一二四三番地
大江智	来縄一七三一番地
河野昭一	来縄三二七一番地

令和二年七月二十八日

大分県報（公告）

八

小崎健一郎	〃	来縄三〇七〇番地
清原康幸	〃	来縄四七三番地
是永英二	〃	来縄四三三番地三
清原正信	〃	来縄九七八番地三